

## Client Alert

June 2016

### 英国の EU 離脱が日本企業に与える影響 ～EU 域内への拠点移転の検討は待ったなしの 状況か～

2016年6月23日に英国で実施された欧州連合（EU）離脱の是非を問う国民投票の結果、離脱派が残留派を上回り、英国国民の EU 離脱の意思が明確になりました。英国の EU 離脱が与える影響は極めて大きいといえます。本稿では、英国内に拠点を置く日本企業に与える影響として最も顕著なもののひとつであろう、拠点移転の必要性について検討します。

#### 1. EU 市場分離による影響

EUの最大の機能は、EU加盟国が全体として単一の巨大な市場を構成し、国別の規制を受けることなく人、モノ、サービス及び資本のEU加盟国間の自由な移動が保障されることにあります。日本企業を含むEU域外の企業としても、EU加盟国である英国内に拠点を設け、その拠点を通じて、EU全域のビジネスを効率的に運用することが可能でした。しかしながら、英国がEUから離脱することにより、英国はEU市場から分離されることとなると<sup>1</sup>、英国からEU市場への自由なアクセスの保証が失われます。その場合、EU市場の拠点として、英国からEU域内のビジネスを統括することのメリットは失われる一方で、英国にヨーロッパ地域での事業拠点を置くことのコストは高まるとみられます。ヨーロッパ全域での事業展開を想定した場合、英国以外のEU加盟国内に拠点を設置し、そのEU域内の拠点を通じた事業展開へとシフトする必要性が相対的に高まると言えます。

なお、英国が EU を離脱すると、労働者の移動の自由の保証がなくなり、EU 域内の安価な労働力の英国内への流入が制限されることとなります。そのため、英国内での労働コストの上昇が予測され、英国内に拠点を有するビジネスについては、変動費のみならず、固定費の上昇も想定されます。

#### 2. EU 域外との取引に与える影響

EU は、多くの EU 域外の国・地域との間で自由貿易協定（FTA）を締結しており、EU 加盟国と EU が締結した FTA（EUFTA）の締約相手国との間の取引では、関税の減免をはじめとする、FTA 下での優遇措置を受けることができます。英国が EU 加盟国である限り、英国内の現地法人を通じた EUFTA 締約相手国との取引に関しては、日本企業も EUFTA の恩恵を享受することができます。しかしながら、英国が EU から離脱することにより、英国現地法

<sup>1</sup> 今後英国と EU との関係が実際にどうなるかは、英国からの EU への離脱通告があった後に始められる離脱交渉と、その後の英 EU 関係を律する条約交渉次第となります。

本クライアントアラートに関するお問い合わせ先



乗越 秀夫  
パートナー  
03 6271 9471  
[hideo.norikoshi@bakermckenzie.com](mailto:hideo.norikoshi@bakermckenzie.com)



板橋 加奈  
パートナー  
03 6271 9464  
[kana.itabashi@bakermckenzie.com](mailto:kana.itabashi@bakermckenzie.com)



篠崎 歩  
アソシエイト  
03 6271 9694  
[ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com](mailto:ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com)

ベーカー&マッケンジー 法律事務所  
(外国法共同事業)

〒106-0032  
東京都港区六本木 1-9-10  
アークヒルズ仙石山  
森タワー28F  
Tel 03 6271 9900  
Fax 03 5549 7720  
<http://www.bakermckenzie.co.jp>

人の国際取引が EUFTA による保護が受けられないことになるため、関税等により、EU 域外との取引についてもコストの増加が見込まれます。

また、FTA の交渉・締結は、EU を通じてなされることから、現時点で英国が独自に締結している FTA はありません。今後、英国は、各国との FTA の締結交渉を進めることになると思われますが、締結交渉には数年の期間を要することが一般的であり、長期間にわたり、英国現地法人による国際取引は FTA 上の優遇措置を受けられない事態が相当期間継続することが予想されます。

なお、日本との関係においては、現在、日 EU 経済連携協定 (日 EU 間 EPA) を 2016 年内に合意すべく交渉が続けられていますが、今後、日 EU 間 EPA が発効に至ったとしても、EU 脱退後の英国は対象となりません。そのため、日本企業は、英国との取引において日 EU 間 EPA の恩恵を得ることができなくなるため、日本企業にとって英国の EU 離脱の影響が更に顕著になると考えられます。

### 3. パスポート制度が非適用となることによる、金融機関への影響

現在、EU 域内で事業を行う金融機関は、「パスポート制度 (Passporting)」により、EU 加盟国のいずれかにおいて認可を受けることで、EU 指令 (Directive) が定める範囲で、他の EU 加盟国内において支店等を設立し、国際金融アドバイスを提供し、加盟国から認可を受けた活動を他の EU 加盟国内でも行うことができます。

現在多くの日系金融機関がロンドンに拠点を有し、英国政府からの認可を受けて EU 域内での事業活動を行っていますが、英国の EU 離脱によって、パスポート制度の適用を受けられなくなれば、引き続き EU 域内において活動を行うためには、英国以外の加盟国政府から同様の認可を受ける必要があります。

報道等によれば、これまでも既に多くの投資銀行や大手ファンドがロンドンからの移転を検討していることが伝えられておりましたが、国民投票により EU 離脱が明確になったことから、今後、その動きが加速し、多くの金融機関が実際に拠点をロンドンから移転させることが予想されます。

今後、英国が EU に対し離脱の意思を通知した後、英国と EU との間で、離脱の合意に向けた交渉がなされますが、通知後 2 年の期間中に離脱の合意が成立に至らない場合も EU から離脱することとなります。英国としては、EU との交渉の中で、経済上の悪影響を最小限に留めるべく交渉を行うものと予想され、上記に示したような問題が回避できる可能性も残されてはいますが、2 年という限られた期間内で新たな枠組みを構築し、EU 離脱後間断なく新たな枠組みに移行できるかは極めて不透明です。この期間は英国と EU との合意で延長することができ、大方の見方は数年間は延長される模様ということですが、EU 側からは、他の加盟国への悪影響を避けるため、英国に対して厳しい態度で臨むとの声も聞かれ、現時点では予断を許さない状況です。

以上の状況を踏まえ、英国内に拠点を有する日本企業の観点からは、未だ離脱の形態、離脱後の EU との関係、離脱に向けてのロードマップがいずれも不明な現時点で、欧州ビジネスのあり方について拙速に判断を下すべきではないものの、いくつかのシナリオを想定して英国の EU 離脱とその後の英 EU 関係が与える影響の分析を開始し、とるべき措置を予定しておき、特定のシナリオが実現することが明白となったあかつきには、迅速に必要な措置がとれるような態勢を構築しておくことが望ましいと言えます。